

荒川地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見

平成 23 年 1 月 26 日
荒川地区地域審議会

平成 22 年度の荒川地区地域審議会では、平成 23 年度から着手する「市民協働のまちづくり」について市から説明を受け、当地区における協議会のあり方について審議し、次のとおり意見を集約した。

1 地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

荒川地区における地域まちづくり協議会は、荒川地区全体を 1 区域として設定するのが望ましい。その主な理由としては次のとおり。

荒川地区は面積が小さく、小学校区などの区域が地理的に離れていない旧村単位での活動がほとんど行われていない

現在活動している各種の団体が協議会に参画していくことを考えた場合、荒川地区全体を 1 区域と設定したほうが連携しやすい

区域を一つと設定しても、その組織の中で、小学校区や集落といった活動の枠組みを持つことで、きめ細かな事業展開が望める

保内・金屋の両地区は人口規模等の差が大きく、区域を分けることによる格差拡大が懸念される。荒川地区全体が活性化していけるような区域設定をするべきである。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

協議会に対する財政支援については、地域の実情に応じた多様な活用ができ、区や各種団体が実施している事業に対しても充当できるような仕組みが望ましいが、区や受益者の負担を軽減するための財政支援ではないということを理解しておく必要がある。地域課題の解決や活性化という制度の目的を十分に浸透させていくよう取り組むべきである。

3 地域まちづくり協議会のあり方について

地域住民が共有できる伝統文化やイベント等を核にして、組織がまとまっていくことができる。既存のものを守っていくことが大切であると同時に、新たな事業と一緒に取り組む中で、地域が活力を取り戻していけるものとする。

また、まちづくりはすぐにその効果が表れるとは限らない。取り組みの評価(PDCAサイクル等)については、長い目で見ることが大切である。